

2023年12月8日

各位

株式会社 桜交通  
代表取締役 小櫻 輝

### 関東運輸局による行政処分について

今般、道路運送法第27条第3項ならびに旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項の規定違反があったとして、国土交通省 関東運輸局より文書警告を受けましたのでご報告させていただきます。

お客様をはじめ関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。また、再発の防止に努め、皆様の信頼回復に向けて尽力してまいります。

#### 1. 処分の概要について

文書警告（道路運送法第27条第3項ならびに旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項の規定違反）運転者に対する国土交通大臣が告示で定める輸送の安全確保についての指導監督が不適切であったこと。

#### 2. 処分に至った経緯について

弊社の運転士が高速バスの乗務中に所有のスマートフォンを操作する事案が2023年7月28日に発生致しました。当該車両にご乗車されていたお客様からのご指摘に基づき社内調査を行い判明したため、関東運輸局 神奈川運輸支局に報告し、2023年8月25日に同局による監査を受けました。その結果として、運転者に対する指導監督が不適切であったとして当該警告を受けたものです。

#### 3. 再発の防止について

運転中に於ける携帯電話取り扱い禁止の乗務員教育を年2回実施し、乗務員の意識改革を図ると共に、毎月実施している街頭指導にて携帯電話の保管場所を管理者が適切に保管されているか、チェックを引き続き継続し、再発防止に努めてまいります。

以上